平成２５年（フ）第５７０号
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―4006号
債務者　小林　數子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４号
大阪市西成区花園北１丁目７番14―406号
債務者　岡地　島嗣
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９号
大阪市西成区南津守７丁目18番20―106号
債務者　松折　政廣
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３号
大阪市中央区谷町６丁目４番34―206号、前住所大阪市中央区内久宝寺町３丁目１番13号ハイグレード谷五７階Ｃ号
債務者　門田　孝司
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目８番９号
債務者　今岡　克暁
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９２号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目８番９号
債務者　今岡　みく（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４号
大阪市平野区長吉出戸２丁目22番18―304号
債務者　富永　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２号
大阪府東大阪市小若江２丁目４番14号　ジュエル長瀬101号、前住所大阪府門真市脇田町17番１号　植村ビル206号
債務者　山﨑　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０５号
神戸市東灘区御影塚町２丁目１番６ー502号
債務者　福岡健太郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1109号
債務者　藤井　公之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７２号
兵庫県三田市加茂449番地
債務者　曽谷由依子（旧姓村居）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５号
神戸市垂水区西脇２丁目３番48―207号、従前の住所神戸市垂水区霞ケ丘７丁目４番31―602号
債務者　金光　忠之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
神戸市垂水区西脇２丁目３番48―207号、従前の住所神戸市垂水区霞ケ丘７丁目４番31―602号
債務者　金光　笑子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９９号
兵庫県川西市山原１丁目５番６号202
債務者　福島　　明
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４００号
兵庫県川西市山原１丁目５番６号202
債務者　福島ゆかり（旧姓岸脇）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０７号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目24番地、前住所兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番45号
債務者　後藤金物店こと　後藤　義隆
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０８号
兵庫県伊丹市南鈴原１丁目24番地、前住所兵庫県伊丹市伊丹３丁目１番45号
債務者　後藤　信子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部